

令和 8 年度綾町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

1 調達推進の基本的事項

- (1) 法第 9 条の規定に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障がい者就労施設等からの調達の推進を図るための方針を作成し、遅滞なく、公表するものとする。
- (2) この方針に基づき、該当年度における調達を行うこととし、会計年度又は事業年度の終了後、遅滞なく、調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

2 調達を推進する物品等の種類

- (1) 事務用品、食料品、雑貨その他の物品
- (2) 印刷請負業務、清掃業務その他の労務の提供を受ける業務

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、綾町役場すべての事務とする。

4 調達目標

令和 8 年度における調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

5 その他

- (1) 障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報を庁内各課室に積極的に提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 障がい者就労施設等から調達した実績のある物品等については、引き続き、当該障がい者就労施設等から調達を行うよう努めるものとする。

6 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉保健課福祉・児童家庭係とする。